

指定短期入所生活介護重要事項説明書

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定短期入所生活介護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問してください。

この「重要事項説明書」は、「大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成24年大阪府条例第115号）の規定に基づき、指定短期入所生活介護サービス提供の契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1 指定短期入所生活介護サービスを提供する事業について

事業者名称	社会福祉法人 翠明社
代表者氏名	理事長 羽多野 宏子
法人所在地	大阪府箕面市下止々呂美 561 番地 連絡先部署名：特別養護老人ホーム照葉の里 連絡先電話番号：072-739-1186 Fax：072-739-2986
法人設立年月日	平成4年12月25日

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	特別養護老人ホーム照葉の里
介護保険指定事業所番号	2771400203
事業所所在地	大阪府箕面市下止々呂美 561 番地
連絡先相談担当者名	連絡先電話番号：072-739-1186 部署名：特別養護老人ホーム照葉の里 担当者：生活相談員 西村 彰悟
通常の送迎の実施地域	箕面市、池田市、豊能町
利用定員	10名（指定介護予防短期入所生活介護含む）

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	社会福祉法人翠明社が運営する指定短期入所生活介護施設特別養護老人ホーム照葉の里の運営及び利用について必要な事項を定め、事業所の円滑な運営を図ることを目的とする。
運営の方針	指定短期入所生活介護計画に基づき、入浴、排泄、食事の介護、相談及び助言、機能訓練、健康管理及び療養上の介護を行うことにより、利用者がその有する能力に応じた自立した生活を営むことができること、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って指定短期入所生活介護を提供する。また、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村等保険者、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努める。

(3) 事業所の職員体制

職	職務内容	人員数
管 理 者	<ol style="list-style-type: none"> 1 従業者の管理及び利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。 2 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。 3 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所生活介護計画を作成するとともに利用者等への説明を行い、同意を得ます。 4 利用者へ短期入所生活介護計画を交付します。 5 短期入所生活介護の実施状況の把握及び短期入所生活介護計画の変更を行います。 	常 勤 1 名
医 師	<ol style="list-style-type: none"> 1 利用者の健康管理や療養上の指導を行います。 	非常勤 1 名
生 活 相 談 員	<ol style="list-style-type: none"> 1 利用者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、生活指導及び入浴、排泄、食事等の介護に関する相談及び援助などを行います。 2 それぞれの利用者について、短期入所生活介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。 	常 勤 1 名
看 護 師	<ol style="list-style-type: none"> 1 サービス提供の前後及び提供中の利用者の心身の状況等の把握を行います。 2 利用者の健康管理や静養のための必要な措置を行います。 3 利用者の病状が急変した場合等に、医師の指示を受けて、必要な看護を行います。 	常 勤 4 名

介 護 士	1 短期入所生活介護計画に基づき、生活面での積極性を向上させる観点から利用者の心身に応じた日常生活上の介護を適切に行います。	常勤20名 非常勤10名
機 能 訓 練 士	1 短期入所生活介護計画に基づき、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、機能訓練を行います。	常 勤 1 名
介護支援専門員	1 短期入所生活介護計画を作成します。	常 勤 1 名
管 理 栄 養 士	1 適切な栄養管理を行います。	常 勤 1 名
事 務 職 員	1 介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。	常 勤 2 名

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
短期入所生活介護計画の作成	<ol style="list-style-type: none"> 1 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた短期入所生活介護計画を定めます。 2 短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ます。 3 短期入所生活介護計画の内容について、利用者の同意を得たときは、短期入所生活介護計画書を利用者に交付します。 4 それぞれの利用者について、短期入所生活介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。
利用者宅への送迎	<p>事業者が所有する自動車により、利用者の居宅と事業所までの間の送迎を行います。</p> <p>ただし、道路が狭いなどの事情により、自動車による送迎が困難な場合は、車いす又は歩行介助により送迎を行うことがあります。</p>
食事	利用者ごとの栄養状態を定期的に把握し、個々の利用者の栄養状態に応じた栄養管理を行い、摂食・嚥下機能その他の利用者の身体状況に配慮した適切な食事を提供します。
日常生活上の介護	食事の提供及び介助 食事の提供及び介助が必要な利用者に対して、介助を行います。また嚥下困難者のためのきざみ食、ミキサー食等の提供を行います。
	入浴の提供及び介助 1週間に2回以上、事前に健康管理を行い、適切な方法で入浴の提供又は清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。
	排せつ介助 介助が必要な利用者に対して、自立支援を踏まえ、トイレ誘導や排せつの介助、オムツ交換を行います。

	更衣介助等	介助が必要な利用者に対して、1日の生活の流れに沿って、離床、着替え、整容、その他日常生活の介助を適切に行います。
	移動・移乗介助	介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへの移乗の介助を行います。
	服薬介助	介助が必要な利用者に対し、配剤された薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認を行います。
機能訓練	日常生活動作を通じた訓練	日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行います。
	レクリエーションを通じた訓練	利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行います。
その他	創作活動など	利用者の選択に基づき、趣味・趣向に応じた創作活動等の場を提供します。
特別なサービス	若年性認知症利用者受入	若年性認知症（40歳から64歳まで）の利用者を対象に、その利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行います。

(2) 短期入所生活介護従事者の禁止行為

短期入所生活介護従事者はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ①医療行為（ただし、看護師が行う診療の補助行為を除く）
- ②利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑤その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について

(1) 短期入所生活介護の利用料

【基本部分：併設型短期入所生活介護（従来型個室、多床室） 1単位：10.66円】

利用者の 要介護度	短期入所生活介護（1日あたり）	
	基本利用料※（注1） 参照	利用者負担金（基本利用料の1割または2割もしくは3割）※（注2）参照
要介護1	6,427円	1割負担：642円 2割負担：1,284円 3割負担：1,926円
要介護2	7,163円	1割負担：716円 2割負担：1,433円 3割負担：2,150円
要介護3	7,941円	1割負担：794円 2割負担：1,589円 3割負担：2,383円
要介護4	8,687円	1割負担：868円 2割負担：1,736円 3割負担：2,604円
要介護5	9,423円	1割負担：942円 2割負担：1,885円 3割負担：2,827円

（注1）上記の基本料金は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

（注2）上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、越えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます(1単位:10.66円)。

加算の種類	加算の要件	加算額	
		基本利用料	利用者負担金
機能訓練体制加算	専ら機能訓練士の職務に従事する常勤の理学療法士等を配置した場合(1日につき)	127円	1割負担：12円 2割負担：25円 3割負担：38円
夜勤職員配置加算	最低基準を1以上上回る数の夜勤職員を配置している場合	138円	1割負担：13円 2割負担：27円 3割負担：41円
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	当該加算の体制・人材要件を満たす場合（1日につき） ※（注4）	191円	1割負担：19円 2割負担：38円 3割負担：57円
送迎加算	自宅と事業所間を送迎した場合（往復）	3,922円	1割負担：392円 2割負担：784円 3割負担：1,176円
個別機能訓練加算	専ら機能訓練士の職務に従事する常勤職員を1名以上配置し、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計	596円	1割負担：59円 2割負担：119円 3割負担：178円

	画に基づき機能訓練を行っている場合 ※(注3)		
看護体制加算Ⅰ	常勤の看護師を1名以上配置していること。	42円	1割負担：4円 2割負担：8円 3割負担：12円
看護体制加算Ⅱ	① 看護職員の数が、常勤換算方法で、利用者の数が二十五又はその端数を増すごとに一以上であること ② 看護職員に二十四時間連絡できる体制を確保していること	85円	1割負担：8円 2割負担：17円 3割負担：25円
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	当該加算の算定要件を満たす場合※(注4)	1月の利用料金(介護報酬総単位数×14%)	左記額の1割または2割もしくは3割

(注3) 当該加算は実施対象者のみとなります。

(注4) 当該加算は区分支給限度額の算定対象から除かれます。

4 その他の費用について

①食費	1日につき1,445円 (ただし、朝食240円、昼食630円、夕食575円とし、1食単位で費用の支払いを受けるものとします。) また、利用者の希望により特別な食事を提供した場合は、費用の実費をいただきます。(1食あたり 食材料費及び調理コスト) 運営規程の定めに基づくもの。
③ 滞在費	従来型個室：1,231円 多床室(4人部屋)：915円 ※1日当たり
④ 理美容代	月3回、理美容師の出張による理髪サービス(調髪、顔剃、洗髪) 利用料金：理美容業者規定の料金 美容：カット2,178円(消費税込み) カラー、パーマ可能 理容：カット1,650円、顔剃り込み2,530円(消費税込み)
⑤ 喫茶	毎週土曜日実施。希望により飲み物、お菓子の提供サービスを行います。利用料：200円/回(消費税込み)
⑤複写物の交付	サービス提供に関する記録等をいつでも閲覧可能です。複写物を必要とする場合には、実費をご負担いただきます。
⑥レクリエーション・クラブ活動	レクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。利用時に係る材料等は材料費として実費をいただきます。
⑦テレビ使用料	テレビの視聴を希望され、当施設備え付けのテレビを使用される場合は1日につき25円(消費税込み) いただきます。
⑧その他	日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適

	当と認められるもの（利用者の希望により提供する日常生活上必要な身の周り品など）について、費用の実費をいただきます。
⑨洗濯費	1日100円を徴収します。
⑩嗜好品代	おやつ等嗜好品代として、1日100円を徴収します。

5 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払方法について

①利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法	<p>ア 利用料利用者負担額（介護保険を適用する場合）及び他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。</p> <p>イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月15日までに利用者あてまたは家族あてにお届け（郵送）します。</p>
②利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等	<p>ア サービス提供の都合お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の末日までにお支払下さい。原則、利用者指定口座からの自動振り込みとなります。利用者事情により、事業者指定口座への振り込み、もしくは現金支払いも可能ですので、ご相談ください。</p> <p>イ お支払いの確認をしましたら、支払方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。（医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります）。</p>

※利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその費用の支払いについて、正当な理由がないにも関わらず、支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内にお支払が無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いただくことがあります。

6 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画書（ケアプラン）」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「短期入所生活介護計画書」を作成します。なお、作成した「短期入所生活介護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いいたします。
- (4) サービス提供は、「短期入所生活介護計画」に基づいて行います。なお、「短期入所生

活介護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。

- (5) 短期入所生活介護従事者に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者的心身の状況や以降に十分な配慮を行います。

7 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のための研修を実施しています。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	施設長 川畑 行弘
-------------	-----------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備します。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を行い、研修を通じて、従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。
- (5) 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- (6) 従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者がご契約者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

8 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

- (1) 緊急性…ただちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。
- (2) 非代替性…身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。
- (3) 一時性…利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、ただちに身体拘束を解きます。

9 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について

② 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。

②事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供する上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。

	<p>③また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>④事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
⑥ 個人情報の保護について	<p>①事業者は、利用者から予め文章で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文章で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>②事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>③事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅延なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者負担となえ居ります。）</p>

10 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

①主治医について

医療機関名	
主治医名	
所在地	
電話番号	

②家族について

家族氏名	
続柄	
所在地	
電話番号	自宅： 自宅外：

11 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

保 険 者 名	
担 当 部 ・ 課 名	
電 話 番 号	
居宅介護支援事業所	
担当介護支援専門員	
電 話 番 号	

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	三井住友海上火災保険株式会社
保険名	賠償責任保険
補償の概要	短期入所生活介護サービス利用時に発生した事故に対する賠償

12 心身の状況の把握

短期入所生活介護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

13 居宅介護支援事業者等との連携

- ① 短期入所生活介護の提供に当たり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ② サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「短期入所生活介護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- ③ サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

14 サービス提供の記録

- ① 指定短期入所生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービス内容等の記録を行うこととし、その記録はサービス提供の日から5年間保存します。
- ② 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。複写物の交付については、実費をご負担いただきます。

15 非常災害対策

- ① 事業所に災害対策に関する担当者（防災管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。
- ② 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。

③ 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

避難訓練実施時期：(毎年2回 1月・8月)

16 衛生管理等

- ① 短期入所生活介護の用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- ② 短期入所生活介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じます。
- ③ 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

17 短期入所生活介護サービス内容の見積もりについて

このサービス内容の見積もりは、あなたの居宅サービス計画に沿って、事前にお伺いした日常生活の状況や利用の意向に基づき作成したものです。

(1) 提供予定の指定短期入所生活介護の内容と利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）

日数	基本利用料 (要介護)	サービス内容					介護保険 適用の有無	利用料	利用者 負担額
		機能 訓練 体制	夜勤 職員 配置	送迎 (往復)	サービス 提供 体制 強化 (Ⅱ)	個別 機能 訓練 加算			
1日	1	○	○	○	○	○	○	11,327 円	1割負担：1,139 円 2割負担：2,279 円 3割負担：3,419 円
	2	○	○	○	○	○	○	12,062 円	1割負担：1,216 円 2割負担：2,428 円 3割負担：3,640 円
	3	○	○	○	○	○	○	12,830 円	1割負担：1,292 円 2割負担：2,584 円 3割負担：3,876 円
	4	○	○	○	○	○	○	13,565 円	1割負担：1,365 円 2割負担：2,731 円 3割負担：4,096 円
	5	○	○	○	○	○	○	14,290 円	1割負担：1,440 円 2割負担：2,880 円 3割負担：4,320 円

その他の費用

キャンセル料	発生しません
食費	朝食：240円 昼食：630円 夕食：575円 ※3食で1,445円
滞在費	個室（従来型）：1,231円 多床室：915円
理美容代	理美容業者の規定する料金

(2) 1日あたりのお支払い額（利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）とその他の費用の合計）の目安

	要介護度	1割負担		2割負担		3割負担	
		個室	多床室	個室	多床室	個室	多床室
お支払額の目安	要介護1	3,702円	3,386円	4,842円	4,526円	5,982円	5,666円
	要介護2	3,777円	3,461円	4,991円	4,675円	6,205円	5,889円
	要介護3	3,855円	3,539円	5,148円	4,831円	6,439円	6,123円
	要介護4	3,928円	3,612円	5,294円	4,978円	6,659円	6,343円
	要介護5	3,103円	3,687円	5,443円	5,127円	6,888円	6,567円

※ここに記載した金額は、この見積もりによる概算のものです。実際のお支払いは、サービス内容の組み合わせ、ご利用状況などにより変動します。

※この見積もりの有効期限は、説明の日から1ヶ月以内とします。

18 サービス提供に関する相談・苦情について

(1) 当事業所におけるご相談や苦情は以下の専用窓口で受け付けます。

○相談、苦情受付窓口

【職・窓口】 施設長 川畑 行弘（責任者）

【職・窓口】 生活相談員 西村 彰悟（担当者）

○受付時間 9：00～17：00

また、苦情相談受付ボックスを玄関に設置しています。

苦情申立の窓口

【事業者窓口】 特別養護老人ホーム照葉の里	所在地 電話番号 FAX 番号 受付時間	大阪府箕面市下止々呂美 561 番地 072-739-1186 072-739-2986 午前9時から午後5時まで
【市町村の窓口】 箕面市健康福祉部 高齢福祉課	所在地 電話番号 FAX 番号 受付時間	大阪府箕面市萱野 5 丁目 8 番 1 号 072-727-9505 072-727-3539 午前9時から午後5時まで
【公的機関の窓口】 大阪府国民健康保険団体連合会 介護保険課	所在地 電話番号 受付時間	大阪市中央区常磐町 1 丁目 3 番 8 号 06-6949-5446 午前9時から午後5時まで

重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	令和 年 月 日
-----------------	----------

上記内容について、「大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成24年大阪府条例第115号）の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	大阪府箕面市下止々呂美 561 番地
	法人名	社会福祉法人翠明社
	代表者名	理事長 羽多野 宏子
	事業所名	特別養護老人ホーム照葉の里
	説明者氏名	生活相談員 西村 彰悟

利用者	住所	
	氏名	

上記利用者氏住所氏名は、「氏名： 続柄： 」が代筆しました。

代理人	住所	
	氏名	